

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 講師料等支払規程

規程第6号

2009年10月1日制定

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）が主催する講演会、研修会、セミナー、研究会、事例検討会、交流会などの研修事業において、講演・講義を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

## (講師の分類定義)

**第2条** この規程において、「講師」を次のように分類定義する。

- (1) 内部講師 社団法人日本社会福祉士会本部研修の伝達研修講師、本会委員会内部での研修会等の講師等、本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合における会員の講師
- (2) 外部講師 前号以外の場合で、外部に依頼する講師

## (外部講師の格付け)

**第3条** 本会が招聘しようとする外部講師を、次の基準により格付けする。

- (1) 特別基準
  - ① 特別A基準 評論家、作家等の社会的な著名人
- (2) 大学講師基準
  - ① 大学A基準 大学（含む短大・養成施設）教授
  - ② 大学B基準 大学（含む短大・養成施設）准教授
  - ③ 大学C基準 大学（含む短大・養成施設）（講師）
  - ④ 大学D基準 大学（含む短大・養成施設）助教以下
- (3) 専門講師基準
  - ① 専門A基準 特に高度な専門的資格・知識を有する者  
(医師・弁護士・税理士・公認会計士・司法書士等)
  - ② 専門B基準 高度な専門的資格・知識を有する者  
(社会保険労務士・人材育成コーディネーター等)
  - ③ 専門C基準 専門的資格・知識を有する者  
(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士等)
- (4) 社会福祉施設・社会福祉協議会等講師基準
  - ① 施設等A基準 施設長、社会福祉協議会事務局長

- ② 施設等B基準 指導監督職員、施設管理主任等
  - ③ 施設等C基準 栄養士、調理師、社会福祉協議会職員等
- (5) 行政講師基準
- ① 行政基準 国及び地方自治体の職員

2 前項の基準によりがたい場合は、本会理事会の判断に基づき決定するものとする。

#### (講師料の支給額)

第4条 講師料は、前条に規定する格付けによって、別表1のとおり支給するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会に諮り、決定するものとする。

#### (講師料の時間単位)

第5条 前条に規定する講師料は、予め講師に依頼し合意したプログラムにおける講義時間について、60分を1単位とし算定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、2分の1単位を下限として講師料算定の基礎とする。

#### (講師料の支払方法)

第6条 本会は、法令の定めるところに従い、講師料から定率の源泉徴収を行った上、その残額を対象者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

#### (講師の旅費)

第7条 講師の旅費は、原則として最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

2 講師の宿泊については、講師を招聘しようとする担当理事（以下「担当理事」という）が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。

3 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、担当理事の承認を得て、タクシー料金の実費を加算するものとする。

#### (その他の謝金)

第8条 その他の謝金については、別表2のとおり支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会に諮り、決定するものとする。

#### (委任)

第9条 この規定に定める他、必要なことは理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃する時は、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、2009年10月1日から施行する。

この規程は、2013年1月1日から施行する。

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規定は、2022年6月25日から改正施行する。

この規程は、2023年10月28日から改正施行する。

この規程は、2024年2月23日から改正施行する。

#### 別表1

##### 外部講師

区 分	基 準	1単位(60分) の単価【注1】	旅費	備 考
(1)特別基準	① 特別A基準	理事会 決定額	実費	【注2】
(2)大学講師基準	① 大学A基準	21,000円	実費	
	② 大学B基準	18,000円	実費	
	③ 大学C基準	15,000円	実費	
	④ 大学D基準	15,000円以下	実費	
(3)専門講師基準	① 専門A基準	21,000円	実費	
	② 専門B基準	18,000円	実費	
	③ 専門C基準	15,000円	実費	
(4)社会福祉施設・社会福祉協議会等講師基準	① 施設等A基準	15,000円	実費	
	② 施設等B基準	12,000円	実費	
	③ 施設等C基準	12,000円以下	実費	
(5)行政講師基準	① 行政基準	10,000円以下	実費	

【注1】講師の手取りは、上記額から源泉徴収分を除いた額とする。

【注2】講師の知名度、社会的な慣行等を考慮し、担当理事が理事会に諮り決定した額。

## 内部講師

区 分		1 単位(60分) の単価【注1】	旅費	備 考
本部研修受講者の伝達研修講師		5,000 円以下	実費	
委員会内部での勉強会講師		5,000 円以下	なし	
研修会（一般参加あり）の講師	実務・経験者	10,000 円以下	実費	
	その他	5,000 円以下	実費	

【注1】講師の手取りは、上記額から源泉徴収分を除いた額とする。

## 別表2

### その他の謝金

区 分	外部講師	内部講師	単 位	備 考
(1) シンポジスト・パネラー謝金	別表1による	10,000 円	60 分間	旅費実費支給
(2) コーディネーター・座長謝金	別表1による	10,000 円	60 分間	旅費実費支給
(3) 演習謝金	別表1による	10,000 円	60 分間	旅費実費支給
(4) 事例提供謝金	5,000 円	5,000 円	1 件	執筆のみ、 報告は別途
(5) 運営スタッフ協力日当 【注】補助・応援スタッフ日当		1 日 2000 円以下 半日 1000 円以下	1 回	イベント単位 旅費実費支給
(6) 国家試験対策講座テキスト 執筆謝金		30,000 円	1 回	
(7) 苦情解決委員 謝金	10,000 円	3,000 円	1 回	旅費実費支給
(8) 苦情解決委員 調査委員 謝金	10,000 円	10,000 円	1 報告書	旅費実費支給

【注1】講師の手取りは、上記額から源泉徴収分を除いた額とする。